



簡易な施設を設けて食品を提供するイベントを主催する皆様へ

イベントの主催者は、全ての出店者に営業内容を確認したうえで 臨時営業開始届書を作成し、イベント開催の10日前までに開催場所を所管する衛生監視事務所に提出してください。

臨時営業開始届書の記入方法

- 1ページ目・・・届出者（主催者）氏名やイベントの開催場所、営業期間等を記入します。
- 2ページ目・・・食品を取り扱う全ての出店者について、取扱品目や提供食数、提供方法、仕入れ先等の情報を記入します（欄が足りない場合は別添でも可）。
- 3ページ目・・・2ページ目に記入した出店者それぞれの会場内での場所がわかる配置図を記入します（別添でも可）。

詳しくはホームページ
をご覧ください。

神戸市 臨時営業

届書様式第7号（要欄簡）

臨時営業開始届書 令和2年8月2日

神戸市保健所長 へ

次のとおり食品を提供いたしますので、神戸市食品関係営業許可等に関する取扱い要領第12条の規定により取り扱います。

届出者の住所 (個人にあっては、その 住居の所在地を記載)	〒6510-8517 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL (078) XXXX XXXX
届出者の氏名 及び生年月日 (個人にあっては、その 届出者の住所を記載)	こうべ中央自治会 自治会長 神戸 太郎 S26年1月1日生
営業所所在地	〒6511-1008 神戸市中央区雲井通5-1-1 中央区役所前広場 TEL. ***-***-*** FAX 078-***-***
営業の種類	飲食店営業
営業所又は 取扱いの名称	こうべ中央夏祭り
営業期間	8月20日～21日
連絡責任者の氏名 (連絡先電話)	兵庫 次郎 TEL (090) XXXX-XXXX

備考 この届書は、本人又は代理人が記入するものです。

開催の10日前までに
提出してください。

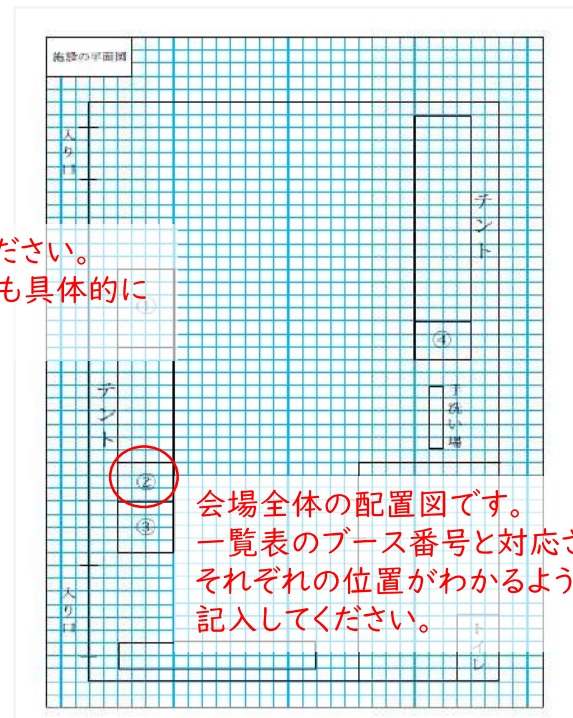
臨時営業の範囲で開催可能な
期間・頻度であることを確認してください。

調理（製造）又は販売品目及び営業責任者一覧表

番号 (印)	食品名	責任者名 (氏名・年齢)	取扱い 予定数	調理・製造及び販売方法等 (調理のみにあらずに調理の場を併用する場合は併記してください)
①	焼きそば	滝 花子 (6才)	100 人分	販売のみ・小分け販売・調理販売・他 ・野菜 ・薬 ・その他 A 商店
②	缶ジュース 缶コーヒー	北 吾郎 (2才)	300	販売のみ・小分け販売・調理販売・他 仕入れ先：B 商店
③	たこ焼き	長田 奈那子 (8才)	150 人分	販売のみ・調理販売・他 ・たこ ・色油
④	ジュース 販	須藤 三太 (4才)	200 人分	販売のみ・小分け販売・調理販売・他 ・ジュース→E 商店 ・缶コップ→F 商店
				販売のみ・小分け販売・調理販売・他
				販売のみ・小分け販売・調理販売・他

該当するものに○を
してください。
使用する食材の仕入れ先も具体的に
記入してください。

各ブース毎に、提供する食品名を
具体的に記入してください。
提供不可のメニューが無いことを
しっかり確認してください。
判断に迷うメニューについては
出店者に詳細を確認してください。



会場全体の配置図です。
一覧表のブース番号と対応させ、
それぞれの位置がわかるように
記入してください。



過去に屋外イベントで発生したO157食中毒において、患者らが集団訴訟を起こし、原因食品を提供した出店者ではなく主催者に賠償責任があるとされた事例があります。「出店者の提供メニューについて把握していなかった」では済まされません。自身が主催するイベントでの食品の取り扱いが適切か、しっかり管理・監督してください。

以下の項目をチェック!

- 不適切なメニューが提供されていないか
 - ※調理・加工作業が複雑でなく、かつ、原則として提供直前に十分加熱した食品に限ります。ただし、市販品(酒、飲料等)の小分けは除きます。
- 必要な施設・設備が整っているか(右のイラストを参考にしてください)
 - ・ 三方(天井・背面・左右側面)を囲うテント等、ほこり等の侵入を防ぐ設備 ①
 - ・ 手洗い用給水設備及び排水を保管する貯水設備 ②
 - ※ 水道直結の設備が使えない場合は、フタ及びコック付きの水タンクを設置すること
 - ・ 手洗い石けん(必須!!) ③ 及び 手指消毒用アルコール ④
 - ※ ③④を兼ねることのできる手洗い洗浄消毒液でも可
 - ・ 使い捨てペーパータオル ⑤
 - ・ 食品、食器等(トレー、箸、調理器具など)を衛生的に保管する容器 ⑥
 - ・ フタ付きのごみ箱 ⑦
 - ・ 温度計を備えた冷蔵設備(食品を冷蔵保管する場合) ⑧



ご不明な点は、生活衛生ダイヤル(TEL:078-771-7497)までお問い合わせください。(電話受付は、平日8時45分~17時30分)

※生活衛生ダイヤルでは、生活衛生業務の一次対応を行っています。

(臨時営業開始届は出店場所を所管する衛生監視事務所に提出してください。窓口、郵送、FAX、Eメールで受付しています。)

出店場所	提出先	所在地及び連絡先	
東灘区、灘区、中央区、北区	東部衛生監視事務所	神戸市中央区東町115番地 中央区役所内7階 FAX(078)335-7743 MAIL: todokede-toubu@office.city.kobe.lg.jp	生活衛生ダイヤル TEL:078-771-7497
兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区	西部衛生監視事務所	神戸市長田区北町3丁目4番3号 長田区役所5階 FAX(078)579-2662 MAIL: todokede-seibu@office.city.kobe.lg.jp	